

明石市道路通報システム（ここみて Report）の利用に関する規約

第1条 目的

この利用規約（以下「本規約」という。）は、明石市（以下「本市」という。）が運営する「明石市道路通報システム（ここみて Report）」（以下「本システム」という。）を利用するために必要な事項を定めるものです。

2 本規約は、本システムを利用する全ての方（以下「利用者」という。）に適用されますので、内容を確認し、同意した上で本システムをご利用ください。なお、本システムを利用することにより、本規約に同意したものとみなされます。

第2条 システム概要

本システムは、日々発生する道路の陥没や付属物（カーブミラー・街路灯など）の損傷等を利用者がインターネットを利用し、現状の写真や場所をいつでも簡単に通報できるシステムです。

第3条 個人情報の取り扱い

本システムで収集した個人が特定され、又は特定され得る情報（他の情報との照合により個人を特定することができる情報を含む）（以下「個人情報」という。）については、クラウドサーバーに一旦保管され、本市にて情報を取得したのち、クラウドサーバーから削除する仕組みを採用しています。

また、通報への対応を行っていく案件については、本市の個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。

第4条 個人情報の利用目的

利用者の個人情報を以下の各号に定める目的のために利用します。

1. 通報した内容の確認（担当課等から連絡をすることがあります。）
2. 本市に寄せられた報告の対象物が、県管理など他の機関が所管するものであった場合には、2者間で共有することがあります。

第5条 個人情報の利用・提供

本システムで収集した個人情報は、本人の同意を得た場合や法令等に定めがある場合など、本市の個人情報保護条例に規定のある場合を除き、取得した個人情報を利用目的以外の目的で利用や提供をすることはありません。

第6条 個人情報の安全性の確保

利用者がインターネット経由で本システムにアクセスする場合には、暗号化通信を行うことにより、通信途中で第三者が盗聴、改ざん等することを防止します。

第7条 本人確認用パスワードの管理

利用者は自己の責任においてパスワードを管理し、これらを第三者に開示若しくは漏洩してはいけません。

2 本市では、パスワードに関する利用者自身の管理上、及び使用上の過誤並びに第三者の使用により利用者に生じる損害、又は不利益について一切責任を負いません。

第8条 取得する情報の項目、利用目的、取得方法

本システムで取得する利用者に関する情報の項目、利用目的は、別表のとおりです。

第9条 利用者の禁止事項

利用者は、本システムの利用にあたって、次の各号の行為を行ってはけません。

1. 本システムの運営を妨害する行為
2. 虚偽の通報を行うこと
3. 重複通報又はなりすまし通報を行うこと
4. 本システムを利用して、不適切とする通報等を行うこと
5. システムを営利目的のために利用すること
6. その他本市が不相当と判断する行為

2 前項各号の行為に起因して本市もしくは第三者に損害が生じた場合、利用者はその資格を喪失した後であっても、当該損害を賠償する責を負うことがあります。なお、この場合、本市は損害を被った第三者に対し一切責任を負いません。

第10条 資格の抹消

本市は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該利用者の承諾の有無にかかわらず、システムの利用を禁じ、通報内容を抹消します。

1. 本システムの利用にあたり、本市からの連絡が取れなくなった場合
2. 前条の規定に違反した場合
3. 前2号に掲げるものの他、本市がふさわしくないと認めた場合

2 明石市は、前項の規定によりシステムの利用を禁じた場合においては、可能な限り当該通報者にその旨を通知するものとします。

3 第1項第2号及び第3号に該当したことにより通報を抹消された者については、再度通報はできないものとします。

第11条 通報の解除

利用者は、本システムへの通報の解除を希望する場合、本市宛にメールにて通報解除の申出を行うこととし、申出と同時に本システムへの通報内容を喪失することができます。併せて通報時に入力した内容を削除します。

※本人確認のため、通報時のメールアドレスにて申出をお願いします。

第12条 免責

本市は、公開する通報レポート等の内容の正確性・最新性・有用性等について保証するものではありません。

2 本システムが提供した情報を自らの判断で利用したことにより、利用者等が何らかの損害を受けた場合は、本市はいかなる責任も負いません。

3 システムのトラブル等により本システムを利用できなかった場合、データの消失その他の不具合が発生した場合、本市はいかなる責任も負いません。

第13条 システムの終了

本市は、本システムの全部又は一部を事前の通知することなく変更、廃止又は終了することができるものとします。

第14条 本規約の変更

本市は、前の通知をすることなく本規約の変更を行う場合があります。

第15条 著作権

通報にかかる写真等の著作権は、利用者に留保されますが、利用者は誰に対しても無償で利用（複製、複写、改変その他のあらゆる利用を含む）する権利を許諾するものとします。この利用の許諾は通報された後、又は通報の解除を申し出た後においても取り消すことはできません。

第16条 通報情報等の情報利用について

通報情報等の情報利用については、個人を特定できない情報とすることにより、第三者に提供し、データの集計・分析・公表等に用いる場合があります。

附 則

本規約は2022年（令和4年）5月から適用します。

通報の解除・お問い合わせ

明石市 都市局 道路安全室 道路整備課

電話：078-918-5033

メール：dousei@city.akashi.lg.jp

別表 (第8条関係)

本システムにて取得する通報者に関する情報

| .No | 項目名 | 利用目的 |
|-----|-------------|-------------------|
| 1 | 氏名 | 通報者の本人確認に必要となるため |
| 2 | メールアドレス | 通報者の本人確認に必要となるため |
| 3 | 住所 | 通報者の本人確認に必要となるため |
| 4 | 連絡先 | 通報者への連絡などを管理するため |
| 5 | 本人確認用のパスワード | 通報者の本登録認証に必要となるため |
| 6 | 通報写真 | 通報内容の確認に必要となるため |
| 7 | 通報の種別 | 通報内容の確認に必要となるため |
| 8 | 状況 | 通報内容の確認に必要となるため |